瑞穂町国民健康保険税条例　新旧対照表

新	旧
第1条及び第2条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条　前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.91を乗じて算定する。 2　略 第4条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条　第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,000円とする。 第5条の2から第10条の8　略 （国民健康保険税の減額） 第11条　略 (1)　略 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について　18,900円 イ及びウ　略 (2)　略 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除	第1条及び第2条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条　前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.51を乗じて算定する。 2　略 第4条　略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条　第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,000円とする。 第5条の2から第10条の8　略 （国民健康保険税の減額） 第11条　略 (1)　略 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について　18,200円 イ及びウ　略 (2)　略 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除

く。） 1人について　13,500円 イ及びウ　略 (3)　略 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　5,400円 イ及びウ　略 2　略 (1)　略 ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　22,950円 イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　20,250円 ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　16,200円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　13,500円 (2)　略 3　略 第11条の2から第15条　略 附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和6年4月1日から施行する。 （適用区分） 2　この条例による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	く。） 1人について　13,000円 イ及びウ　略 (3)　略 ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）　1人について　5,200円 イ及びウ　略 2　略 (1)　略 ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　22,100円 イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　19,500円 ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　15,600円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　13,000円 (2)　略 3　略 第11条の2から第15条　略